02725

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人昭和

①　□ 財団　　■ 社団（ ■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　■ 基金制度採用　　□ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　広島県広島市安佐南区上安二丁目１５番２７号

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　平成２３年８月２６日

(4) 設立登記年月日　　平成２３年９月８日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	原田　昭	原田整形外科病院管理者
理　事	[redacted]	
同		
監　事		

注）１.「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３.評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第４６条の４第１項参照)

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	医療機関コード	開設場所	許可病床数
病院	原田整形外科病院	3410223006	広島県広島市安佐南区上安二丁目15番27号	一般　３０床 地域包括　２１床

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実　施　場　所	備　　考
該当なし		

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種　　類	実　施　場　所	備　　考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年５月２３日　　第 14 期計算書類及び附属明細書承認

令和８年３月２５日　　第 16 期事業計画承認

〃　　借入金残高の最高限度額決定承認

注）以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式３－１

法人名　医療法人　昭和
所在地　広島市安佐南区上安2-15-27

※医療法人整理番号 02725

貸　借　対　照　表

（令和8年 3月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	199,074	Ⅰ 流動負債	82,422
現金及び預金	92,473	買掛金	25,940
事業未収金	104,042	短期借入金	35,900
たな卸資産	2,333	未払金	3,747
前払費用	846	未払法人税等	3,705
その他の流動資産	△ 620	未払消費税等	1,057
Ⅱ 固定資産	368,664	預り金	2,872
1 有形固定資産	361,942	賞与引当金	9,200
建物	121,288	Ⅱ 固定負債	271,829
構築物	135	長期借入金	271,829
医療用器械備品	2,801	負債合計	354,251
その他の器械備品	1,718	純資産の部	
車両及び船舶	0	科目	金額
土地	236,000	Ⅰ 基金	30,126
2 無形固定資産	2,020	Ⅱ 積立金	183,361
ソフトウェア	2,020	繰越利益積立金	183,361
3 その他の資産	4,702		
長期前払費用	4,129		
その他の固定資産	573		
		純資産合計	213,487
資産合計	567,738	負債・純資産合計	567,738

（注）１．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

２．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

３．経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－１

法人名　医療法人　昭和
所在地　広島市安佐南区上安二丁目15番27号

※医療法人整理番号 0 2 7 2 5

損　益　計　算　書

（自　令和7年　4月　1日　　至　令和8年　3月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
Ⅰ 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		632,556
2 事業費用		
(1)事業費	619,858	619,858
本来業務事業利益		12,698
事業利益		12,698
Ⅱ 事業外収益		
受取利息	197	
その他の事業外収益	19,834	20,031
Ⅲ 事業外費用		
支払利息	4,312	
その他の事業外費用	0	4,312
経常利益		28,417
税引前当期純利益		28,417
法人税・住民税及び事業税	6,143	6,143
当期純利益		22,274

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式２

法人名　医療法人　昭和
所在地　広島市安佐南区上安二丁目15番27号

※医療法人整理番号 0 2 7 2 5

財　産　目　録

（令和8年3月31日現在）

１．資　産　額		567,738 千円
２．負　債　額		354,251 千円
３．純　資　産　額		213,487 千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		199,074
Ｂ　固　定　資　産		368,664
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	567,738
Ｄ　負　債　合　計		354,251
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	213,487

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式５

法人名　医療法人　昭和
所在地　広島市安佐南区上安2-15-27

※医療法人整理番号 | 0 | 2 | 7 | 2 | 5 |

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（１）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

該当する取引はありません。　0

（２）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

該当する取引はありません。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　昭和
理事長　原田　昭　　殿

私は、医療法人昭和の令和７会計年度（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以　上

令和８年５月８日
医療法人　昭和[redacted]
監事[redacted]